

島根県報

平成24年4月10日 (火)

第 2,382 号 (毎週火・金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

E	次

【告 示】

生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止	(地	域	福 祉	上課)	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業の廃止	(]])	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	(]])	3
平成23年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	(食料	半安?	全推注	進課)	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (2件)	(中	小子	企 業	(課)	4
[公 告]					
都市計画決定の図書の縦覧	(都	市	計 画	1課)	7
都市計画変更の図書の縦覧 (3件)	(]])	7

告示

島根県告示第237号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した次の指定医療機関は、事業廃止の事実が認められ、 同条の指定を廃止したので告示する。

平成24年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
柿丸医院	大田市大田町大田口1184-3	平成23年8月1日
金森医院	大田市大森町ハ180	平成23年3月5日
高橋医院	仁多郡奥出雲町小馬木1120-8	平成23年1月2日
もり皮膚科クリニック	雲南市三刀屋町三刀屋1212番地63	平成23年4月30日
耳鼻咽喉科沖田医院	益田市駅前町22-4	平成15年4月24日
杉原医院	仁多郡奥出雲町大馬木1906	平成18年6月30日
医療法人社団中央クリニック	大田市大田町大田イ47-5	平成22年11月14日
桂林堂薬局	益田市上黒谷町471	平成21年7月19日

島根県告示第238号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した次の指定介護機関は、事業廃止の事実が認められ、同条の指定を廃止したので告示する。

平成24年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

				I		1
	事	業者	廃止する事業	事	業所	廃止年月日
名	称	主たる事務所の所在地	ルエノる手木	名 称	所 在 地)(LEE)) H
柿丸	幸嗣	大田市大田町大田口1184	居宅療養管理指	柿丸医院	大田市大田町大田口	平成23年8月1日
		- 3	導		1184 — 3	
柿丸	幸嗣	大田市大田町大田口1184	訪問看護	柿丸医院	大田市大田町大田口	平成23年8月1日
		- 3			1184 — 3	
柿丸	幸嗣	大田市大田町大田口1184	訪問リハビリテ	柿丸医院	大田市大田町大田口	平成23年8月1日
		- 3	ーション		1184 — 3	
柿丸	幸嗣	大田市大田町大田口1184	介護予防居宅療	柿丸医院	大田市大田町大田口	平成23年8月1日
		- 3	養管理指導		1184 — 3	
柿丸	幸嗣	大田市大田町大田口1184	介護予防訪問看	柿丸医院	大田市大田町大田口	平成23年8月1日
		- 3	護		1184 — 3	
柿丸	幸嗣	大田市大田町大田口1184	介護予防訪問リ	柿丸医院	大田市大田町大田口	平成23年8月1日
		- 3	ハビリテーショ		1184 — 3	
			ン			
金森	満雄	大田市大森町ハ180	居宅療養管理指	金森医院	大田市大森町ハ180	平成23年3月5日
			導			
金森	満雄	大田市大森町ハ180	訪問看護	金森医院	大田市大森町ハ180	平成23年3月5日

金森 満雄	大田市大森町ハ180	訪問リハビリテ	金森医院	大田市大森町ハ180	平成23年3月5日
		ーション			
金森 満雄	大田市大森町ハ180	介護予防居宅療	金森医院	大田市大森町ハ180	平成23年3月5日
		養管理指導			
金森 満雄	大田市大森町ハ180	介護予防訪問看	金森医院	大田市大森町ハ180	平成23年3月5日
		護			
金森 満雄	大田市大森町ハ180	介護予防訪問リ	金森医院	大田市大森町ハ180	平成23年3月5日
		ハビリテーショ			
		ン			
高橋 富美	仁多郡奥出雲町小馬木	居宅療養管理指	高橋医院	仁多郡奥出雲町小馬	平成23年1月2日
	1120 — 8	導		木1120-8	
高橋 富美	仁多郡奥出雲町小馬木	介護予防居宅療	高橋医院	仁多郡奥出雲町小馬	平成23年1月2日
	1120 — 8	養管理指導		木1120-8	
沖田 成美	益田市駅前町22-4	居宅療養管理指	耳鼻咽喉科沖	益田市駅前町22-4	平成15年4月24日
		導	田医院		
	益田市駅前町22-4	介護予防居宅療	耳鼻咽喉科沖	益田市駅前町22-4	平成15年4月24日
	·	養管理指導	田医院		
杉原 玄明	仁多郡奥出雲町大馬木			仁多郡奥出雲町大馬	平成18年6月30日
	1906	導		木1906	
杉原 玄明	仁多郡奥出雲町大馬木	•	杉原医院	仁多郡奥出雲町大馬	平成18年6月30日
D/M 2/91	1906	養管理指導	12//\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	木1906	7,0010 7 0 7,00 A
医療法人社団由			医療法 \	大田市大田町大田イ	亚成99年11日1 <i>4</i> 日
央クリニック	5	導	中央クリニッ		7 7,22 - 117,111
	3	4	十人ノッーリ ク	41 0	
医摩尔丁芬国由		入洪 Z 叶 日 夕 唐		七四末七四町七四ノ	亚产00年11日14日
	大田市大田町大田イ47-				平成22年11月14日
央クリニック	5	養管理指導	中央クリニッ	47 - 5	
			ク		
安田 清獅	益田市上黒谷町471	居宅療養管理指	桂林堂薬局	益田市上黒谷町471	平成21年7月19日
		導			
安田 清獅	益田市上黒谷町471	介護予防居宅療	桂林堂薬局	益田市上黒谷町471	平成21年7月19日
		養管理指導			
吉岡 孝樹	雲南市三刀屋町三刀屋68	訪問看護	吉岡医院	雲南市三刀屋町三刀	平成23年12月31日
	- 1			屋68-1	
吉岡 孝樹	雲南市三刀屋町三刀屋68	介護予防訪問看	吉岡医院	雲南市三刀屋町三刀	平成23年12月31日
	- 1	護		屋68-1	
	•				

島根県告示第239号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
草野 康則	ガーベラ治療院	あん摩、マッサージ	大田市静間町216-6	平成24年2月16日
豊田 美津枝	東洋鍼療院	あん摩	松江市北田町105-1	平成24年2月21日

島根県告示第240号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第4条第1項第2号の規定による平成23年度地方の臨時種畜検査に合格した 種畜は、次のとおりである。

平成24年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前(登録・登記番号)	品 種	検査成績
平23島根県臨第3号	秋栄(全和黒原5477)	肉用牛	1級
		黒毛和種	

島根県告示第241号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により 次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 食の専門市場あんり 出雲市矢野町10-1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社あんり 代表取締役 安食 利男 島根県松江市浜乃木七丁目9番10号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社あんり 代表取締役 安食 利男 島根県松江市浜乃木七丁目9番10号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成24年12月3日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,035平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数

敷地東側 123台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗北側 16台 ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗北側 190平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗北側 24.3立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時00分から午後8時00分まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後8時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 店舗北側 2か所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時00分から午後7時00分まで
- 2 届出年月日

平成24年4月2日

3 届出及び添付書類の縦覧場所出雲市産業観光部産業振興課(島根県出雲市今市町70)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第242号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により 次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ雲南店 雲南市木次町下熊谷1513番1外9筆

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成24年12月3日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,970平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数

124台(建物西側:112台、建物南側:12台)

イ 駐輪場の位置及び収容台数

20台 (建物西側)

ウ 荷さばき施設の位置及び面積 132平方メートル (建物北側)

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 19.79立方メートル (建物北側)

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前7時00分から午後8時30分まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後9時00分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所(建物西側:2箇所、建物南側:1箇所)
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前8時00分から午後8時00分まで
- 2 届出年月日

平成24年4月2日

3 届出及び添付書類の縦覧場所雲南市産業振興部商工観光課(雲南市木次町新市426-7)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)千鳥町ビル周辺地区第一種市街地再開発事業

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圈都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市東出雲町春日の一部

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に 係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦 覧に供する。

平成24年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圈都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市意宇町の一部、東出雲町錦浜の一部

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圈都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)高度利用地区

- 2 都市計画を変更する土地の区域 松江市千鳥町の一部
- 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課